

中小企業のGX推進に向けて

2026年1月

経済産業省

1. 中小企業を取り巻くGXの動向や課題等について

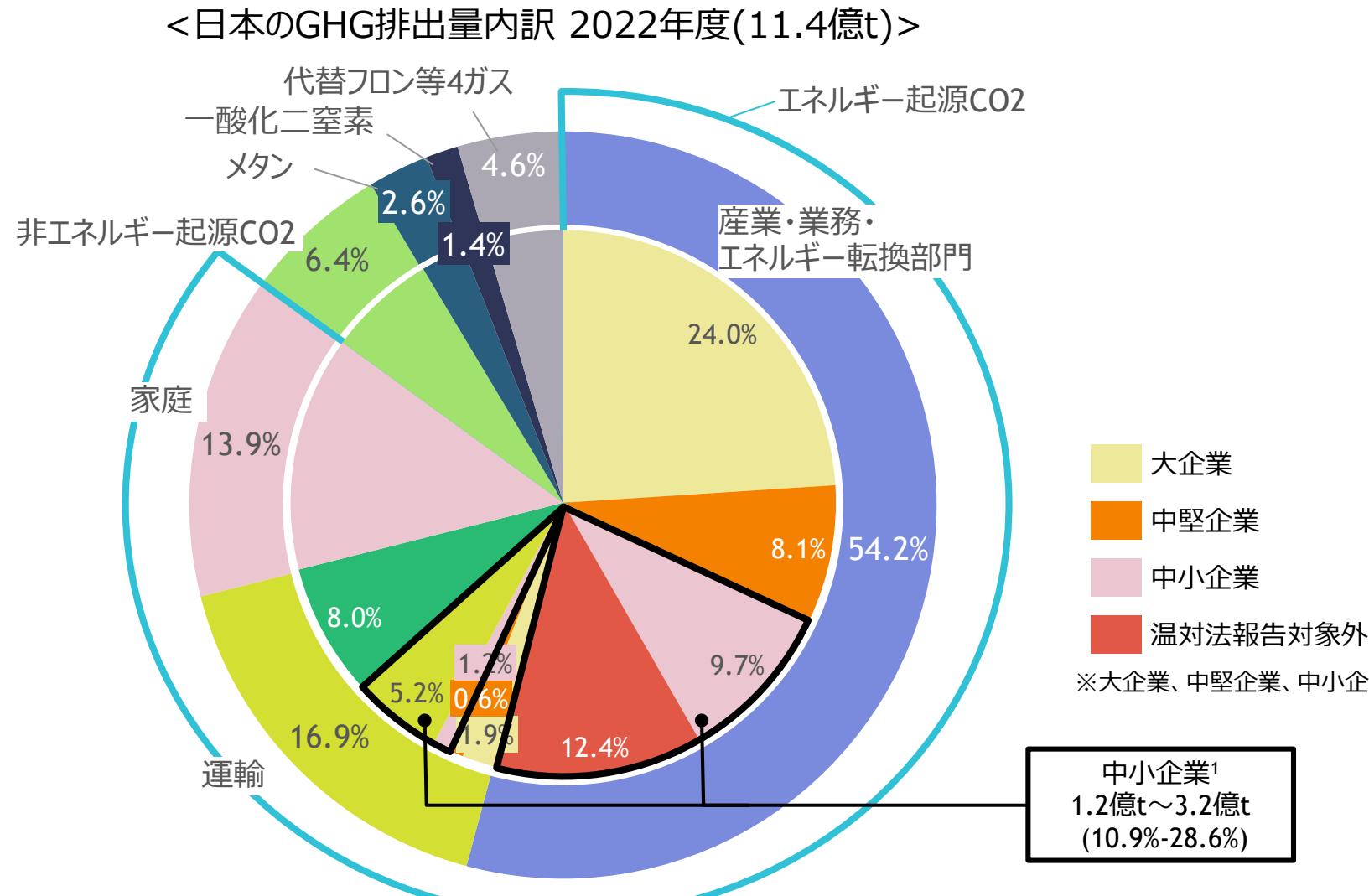
2. GX推進に向けた中小企業支援について

・中小企業のGX推進に向けた施策パッケージ

- (1) GXのメリット共有や排出量算定等への支援(①、②)
- (2) 支援機関の強化や計画策定等への支援(③、④、⑤)
- (3) 設備投資等への資金面（補助、税制）の支援(⑥)

日本のGHG排出量に占める中小企業等の割合

- 我が国の雇用の約7割を支える中小企業等は、日本全体の温室効果ガス（GHG）排出量（11.4億t）のうち約1～3割（1.2～3.2億t）。GX実現には中小企業の取組も不可欠。



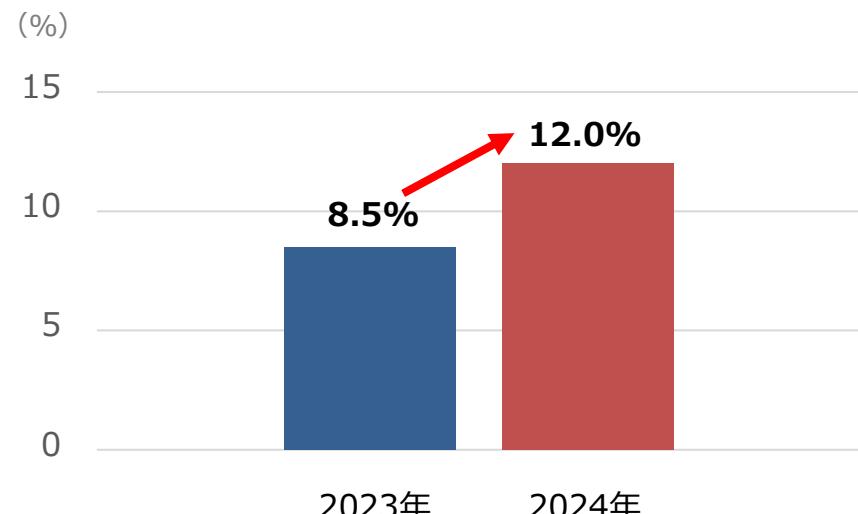
1.産業・業務・エネルギー転換部門及び運輸部門の内、中小企業のみを合算したものを最低値とし、中小企業と温対法報告対象外を合算したものを最大値として算出

中小企業に対するGX推進の要請傾向

- 取引先から排出量計測・カーボンニュートラル（CN）への協力を要請された中小企業の割合が、2023年→2024年で約1.5倍に増加（8.5%→12.0%）するなど、サプライチェーンを挙げた取組が徐々に拡大。
- 業種別に見ると、製造業において、「GHG排出量の把握・算定」や「具体的な削減目標設定・進捗報告」が求められている割合が他業種の倍以上。また建設業において、「環境関連の認証制度の取得」が求められる割合が高い。

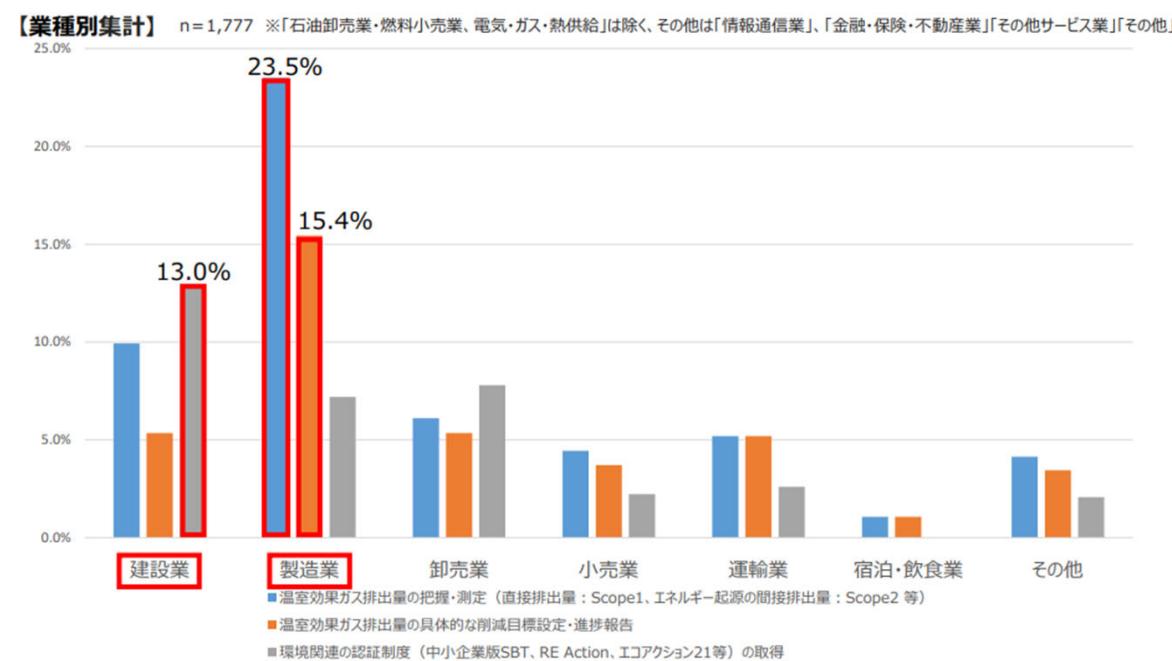
我が国中小企業が取引先からCN要請を受けた割合

- ✓ 取引先から排出量計測・CNへの協力を要請された割合：
2023年8.5% ⇒ 2024年12.0%へ増加



(出所) 2025年版「中小企業白書」より抜粋

脱炭素に関し、取引先等から要請を受けている内容 【要請内容上位3項目・業種別】

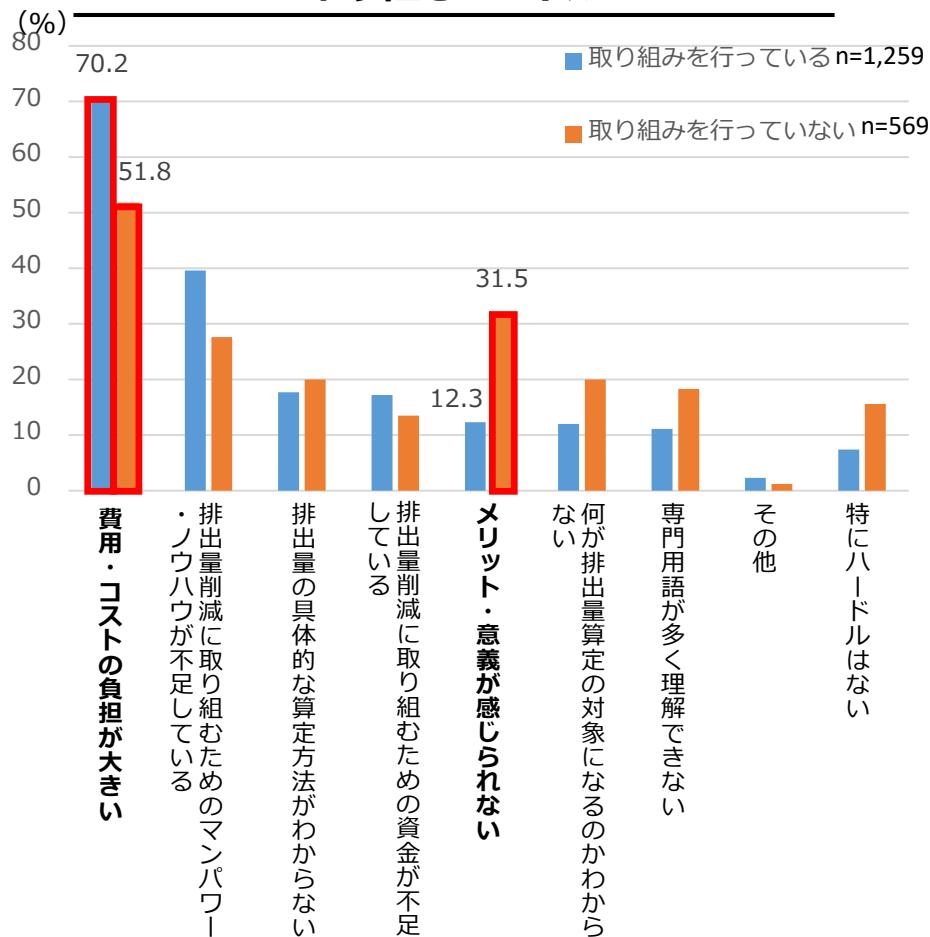


(出所) 2025年6月「中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」
(日本商工会議所・東京商工会議所) を元に経済産業省作成

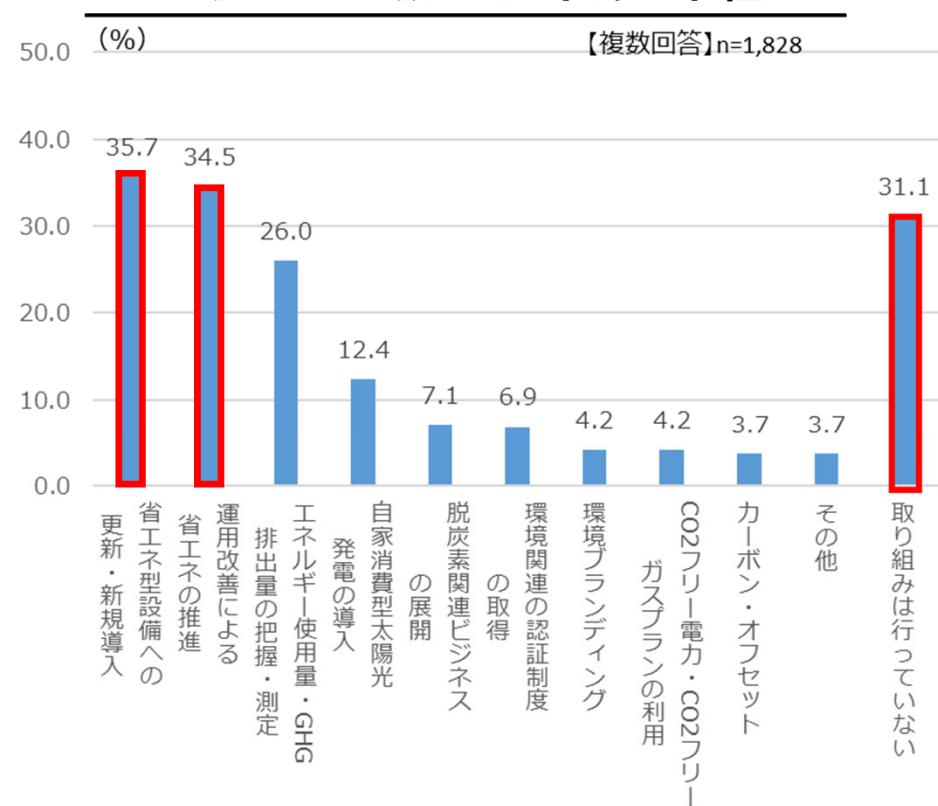
中小企業のGX推進に係る課題と取組の方向性

- 中小企業にとっての取組のハードルは、脱炭素に関する取組を行っているかどうかに関わらず、「費用・コスト面の負担の大きさ」が、最も大きい。したがって、費用削減効果が短期的に得やすい省エネや設備投資等に係る資金面での支援強化が有効となる可能性（実際約35%の事業者が省エネ設備の導入や運用改善による省エネを実施）。
- 加えて、脱炭素の取組を行っていない事業者ほどメリットを感じていない。また、3割以上の事業者が脱炭素に関する取組について何も取組を行っていない。したがって、GXに取り組むメリットの共有や具体的な取組計画の策定等について、例えば地銀や商工会等の支援機関によるサポート強化等が有効と考えられる。

取り組むハードル



実施している脱炭素に関する取組



(出所) 2025年7月|2025年度中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査
(日本商工会議所・東京商工会議所)を元に経済産業省作成

1. 中小企業を取り巻くGXの動向や課題等について

2. GX推進に向けた中小企業支援について

・中小企業のGX推進に向けた施策パッケージ

(1) GXのメリット共有や排出量算定等への支援(①、②)

(2) 支援機関の強化や計画策定等への支援(③、④、⑤)

(3) 設備投資等への資金面（補助、税制）の支援(⑥)

中小企業のGX推進に向けた施策パッケージ

中小企業が抱える課題として代表的な3つのステージ

1. GXのメリットや取組方法、
排出量等が分からず

2. 具体的な取組の進め方が分からず、計画が立てられない

3. GXに取り組みたいが、資金
が不足

相談窓口の設置
排出量等の算定

① 中小機構による支援等

- ・全国10カ所の地域本部に相談窓口を設置
- ・脱炭素に取り組む必要性や取組方について学ぶ無料の動画を公開
- ・商工会議所等においてもGX、省エネなどについて相談対応

② エネルギー消費量・排出量算定支援

②-1 省エネ診断

【令和7年度補正予算額：33億円】

・省エネの専門家が中小企業を訪問しアドバイスを実施（IT診断によるエネルギー使用の見える化含む）。改善提案に対するソリューション提供企業との「マッチングプラットフォーム」を令和8年度創設

②-2 省エネ補助金（IV型：エネルギー需要最適化型）【金額は⑥内の省エネ補助金の内数】

・エネルギー使用状況の見える化・最適化を行うエネマネシステムの導入を支援

②-3 SHIFT事業

【令和7年度補正予算額：35億円の内数、令和8年度予算（案）：58億円の内数】

・DXシステムの導入に加え、設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などを支援

地域等での支援体制の強化
排出削減計画等の策定をサポート

③ 地域支援機関等の取組を後押し

③-1 事業環境変化対応型支援事業 (うちGX支援体制構築実証事業)

- 【令和6年度補正予算額：112億円の内数】
 - ・商工会議所を含む地域の支援機関や地域金融機関のGXサポート人材を育成

③-2 地域ぐるみでの支援体制構築事業

- 【令和8年度予算（案）：17億円の内数】
 - ・商工会議所を含む地域の支援機関や金融機関等が地域ぐるみで連携し、域内中小企業の脱炭素経営を多面的に支援する体制構築を促進

④ 中小機構による支援

・排出削減計画の策定などの伴走支援

⑤ 大企業等による中小GX推進を支援

⑤-1 バリューチェーン全体での排出削減計画策定支援事業【令和8年度予算（案）：17億円の内数】

・サプライチェーン全体での脱炭素化を目指す大企業等が、取引先の中小へGX推進の支援を行う取組を後押し

⑤-2 次期GXリーグ

・サプライチェーン全体の排出削減に向けて中小GXを推進していくためには、大企業との連携が重要であることから「サプライヤーとの協業の強化」を次期GXリーグ参画にあたって企業自らコミットする取組の類型の1つとする

資金面での支援強化

⑥ 設備投資等の支援

⑥-1 省エネ補助金【国庫債務負担行為含め2,450億円（令和7年度補正予算額：675億円）】

・省エネ設備への更新を企業の複数年の投資計画に対応する形で支援。サプライチェーンで連携した取組等への支援の強化や中小企業の大規模な省エネ投資を後押しするため、新類型を創設

⑥-2 新事業進出・ものづくり補助金【既存基金を活用：2,960億円】

・GXに資する革新的な製品・サービスの開発や新事業への挑戦を通じた中小企業の新市場・高付加価値事業への進出を支援

⑥-3 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業【令和7年度補正予算額：45億円の内数、令和8年度予算（案）：32億円の内数】

・初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電及び蓄電池の導入を支援。

⑥-4 Scope3削減企業間連携省CO2促進事業【令和8年度予算（案）：15億円】

・大企業等が、取引先となる中小企業等のサプライヤーとともに行う省CO2化に資する設備の導入等を支援

⑥-5 カーボンニュートラル投資促進税制【令和8年度税制改正（認定期限延長：令和9年度末まで）】

・脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資に適用。大企業がサプライチェーン上の中小企業に排出量削減の取組支援をした場合の要件緩和を含め一部見直し

・JFCのGX関連融資、低炭素リース信用保険制度も継続

※このほか、各経済産業局では支援機関向けの施策の講演、先進的な中小企業の取組事例の公表等を実施。

1. 中小企業を取り巻くGXの動向や課題等について

2. GX推進に向けた中小企業支援について

・中小企業のGX推進に向けた施策パッケージ

(1) GXのメリット共有や排出量算定等への支援(①、②)

(2) 支援機関の強化や計画策定等への支援(③、④、⑤)

(3) 設備投資等への資金面（補助、税制）の支援(⑥)

①、④中小機構のカーボンニュートラル相談窓口、研修支援

- 中小企業・小規模事業者を対象としたカーボンニュートラル・脱炭素化について、相談窓口を2021年10月に開設。
- 2024年4月までにすべての地域本部（北海道・東北・関東・中部・北陸・近畿・中国・四国・九州本部、沖縄事務所）でも相談窓口を開設。
- また、中小企業・小規模事業者向けに脱炭素化に取り組む理由や具体的な方法を動画で紹介。
- 相談対応に加え、カーボンニュートラルに向けた伴走支援も実施。

相談窓口

- 場所：北海道本部（北海道札幌市中央区）、東北本部（宮城県仙台市）、
関東本部（東京都港区）、中部本部（愛知県名古屋市中区）、
北陸本部（石川県金沢市）、近畿本部（大阪市中央区）、
中国本部（広島県広島市中区）、四国本部（香川県高松市）、
九州本部（福岡県福岡市博多区）、沖縄事務所（沖縄県那覇市）

（対面又はオンライン※事前予約制。窓口開設日は地域本部によって異なります。）

■費用：無料

- どのようにカーボンニュートラルに取り組んだら良いか分からぬ
- 再生可能エネルギーを導入したい
- SBTやRE100に加入する方法やメリットを知りたい など、幅広い相談に対応

相談窓口

各地域本部へのお問い合わせ、
お申し込みはこちらから →



研修動画

研修動画の利用申込
(無料) はこちらから →



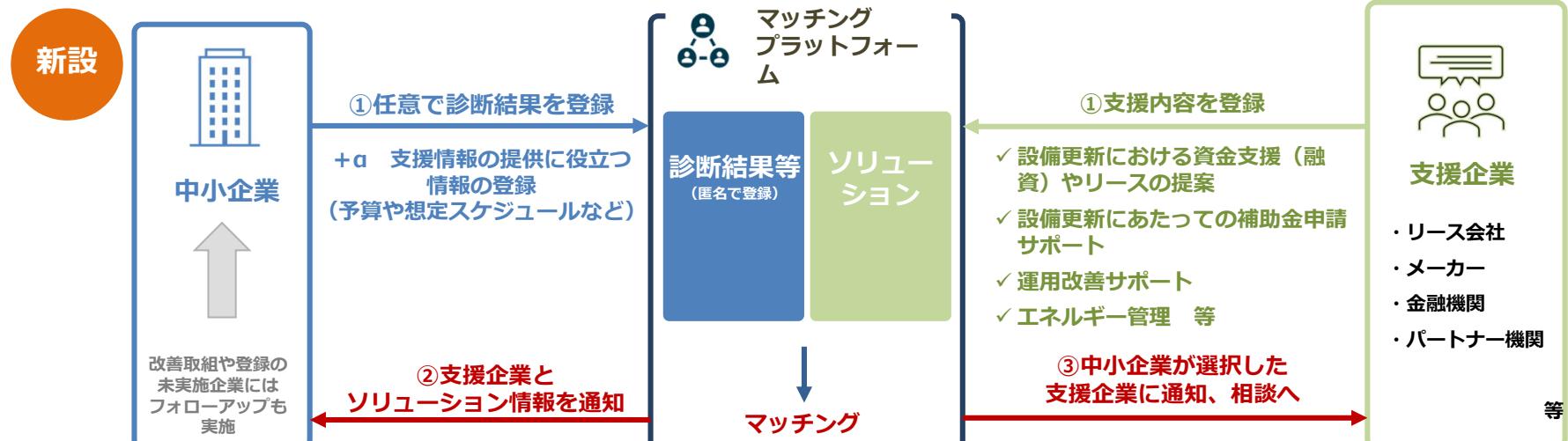
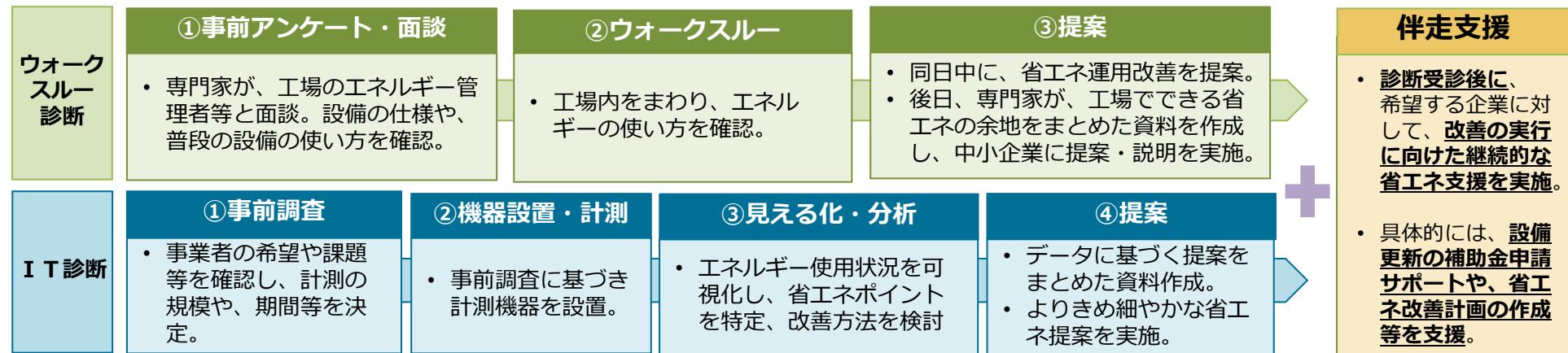
<https://www.smri.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos00001to2v.html>



②-1 省エネ診断

令和7年度補正予算案額：33億円

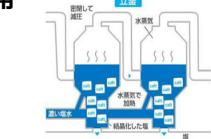
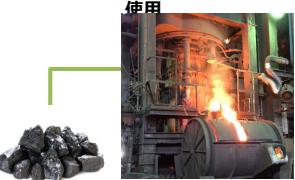
- 具体的に何をやればよいか分からずとの中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断への支援を実施。
- 令和7年度補正では、改善提案の実現に向けて、ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームを創設。加えて、進捗状況のフォローアップを強化（取組が進んでない企業に対しては伴走支援を紹介など）。



②-2、⑥-1 省エネ・非化石転換補助金

【国庫債務負担行為含め総額 2,450億円】
※令和7年度補正予算案額：675億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（I）、製造プロセスの電化・燃料転換（II）、リストから選択する機器への更新（III）、エネルギー管理システムの導入（IV）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- 令和7年度補正より、GXⅢ類型（メーカー強化枠、トップ性能枠）を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。

<p>(I) 工場・事業場型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組み</u>に対して補助 補助率：1/2（中小）1/3（大） 等 補助上限額：15億円 等 <p>※サプライチェーン連携による省エネ対策を実施するため設備更新を支援</p>	<p>【平釜】</p>  <p>【立釜】 ※複数の釜を連結して排熱再利用</p>   <ul style="list-style-type: none"> 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、<u>事業場全体の設備・設計</u>を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。
<p>(II) 電化・脱炭素燃転型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器</u>への更新を補助 補助率：1/2 等 補助上限額：3億円 等 <p>※水素対応設備への改造等を補助対象に追加</p>	<p>【キュボラ式】 ※コークスを使用</p>  <p>【誘導加熱式】 ※電気を使用</p> 
<p>(III) 設備単位型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>リストから選択する機器</u>への更新を補助 補助率：1/3 等 補助上限額：1億円 等 <p>※メーカー強化枠：GX要件へコミットするメーカーが製造する設備の上限額等を増額 ※トップ性能枠：既存の省エネ水準を大きく超える設備の補助率強化等</p>	<p>【業務用給湯器】</p>  <p>【高効率空調】</p>  <p>【産業用モータ】</p> 
<p>(IV) EMS型</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>EMS（エネルギー管理システム）</u>の導入を補助 補助率：1/2（中小）1/3（大） 補助上限額：1億円 	<p>【見える化システムによるロス検出】</p>  <p>【AIによる省エネ最適運転】</p> 

②-3 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和8年度予算（案） 5,786百万円（2,786百万円）】
【令和7年度補正予算額 3,500百万円】



中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）

中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組^{※1}により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等^{※2}を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。

※ 1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外

※ 2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む

② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）

DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。

③ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）

効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態：①②間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、③委託事業

■ 委託先：民間事業者・団体

■ 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業



補助事業の実施

補助事業の効果

- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信

② DX型CO2削減対策実行支援事業



データにより設備稼働の現状・課題を見える化

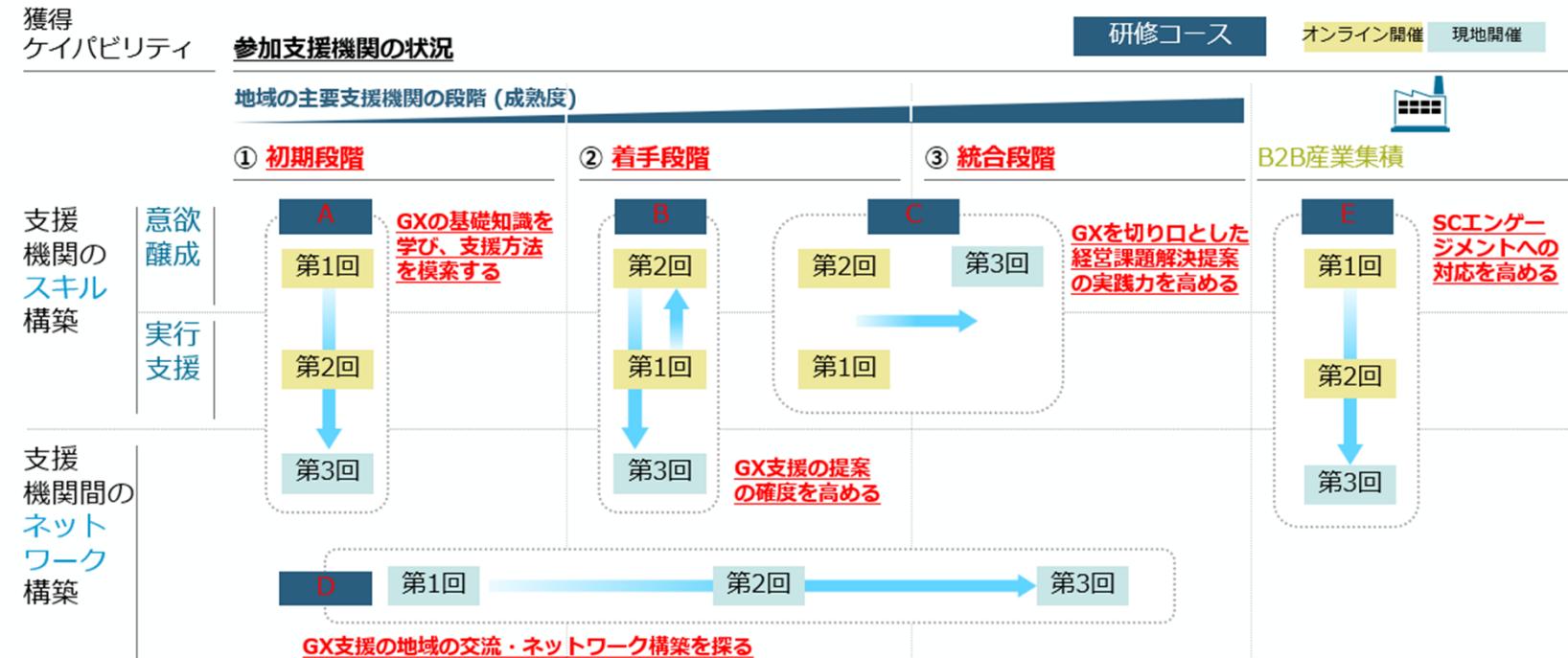
- 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減
- データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

1. 中小企業を取り巻くGXの動向や課題等について
2. GX推進に向けた中小企業支援について
 - ・中小企業のGX推進に向けた施策パッケージ
 - (1) GXのメリット共有や排出量算定等への支援(①、②)
 - (2) 支援機関の強化や計画策定等への支援(③、④、⑤)
 - (3) 設備投資等への資金面（補助、税制）の支援(⑥)

③-1 GX支援体制構築実証事業（中小企業の支援機関等向けの研修事業）

- 令和6年度補正予算により、中小企業の支援機関等向けの研修事業を実施。
- 本事業では、中小企業に対して地域の商工会議所、金融機関、自治体の支援機関等がGXに取り組む必要性やメリット、具体的な取り組み方法等の助言をする際のノウハウの習得や地域の支援体制の構築を目的として、A~Eまでのコースを設け、支援機関等の取組段階に応じた研修を実施(計17地域が対象)。
- 令和7年度中に各地域の研修会実施後の成果と課題を確認し、全国に横展開可能な取組方法として整理予定。

＜各研修コースの位置づけ＞



＜採択結果(計17地域)＞※採択者は代表機関のみを記載

○研修コースA (GXの基礎知識を学び、支援方法を検討する) : 5件
採択者: 鹿児島銀行、熊本市、群馬県、堺市、姫路商工会議所

○研修コースC (GXを切り口にした経営課題解決提案の実践力を高める) : 8件
採択者: 尼崎市、神戸商工会議所、佐賀銀行、滋賀県、日本政策投資銀行四国支店(四国中央市)、八王子市、浜松市、和歌山県

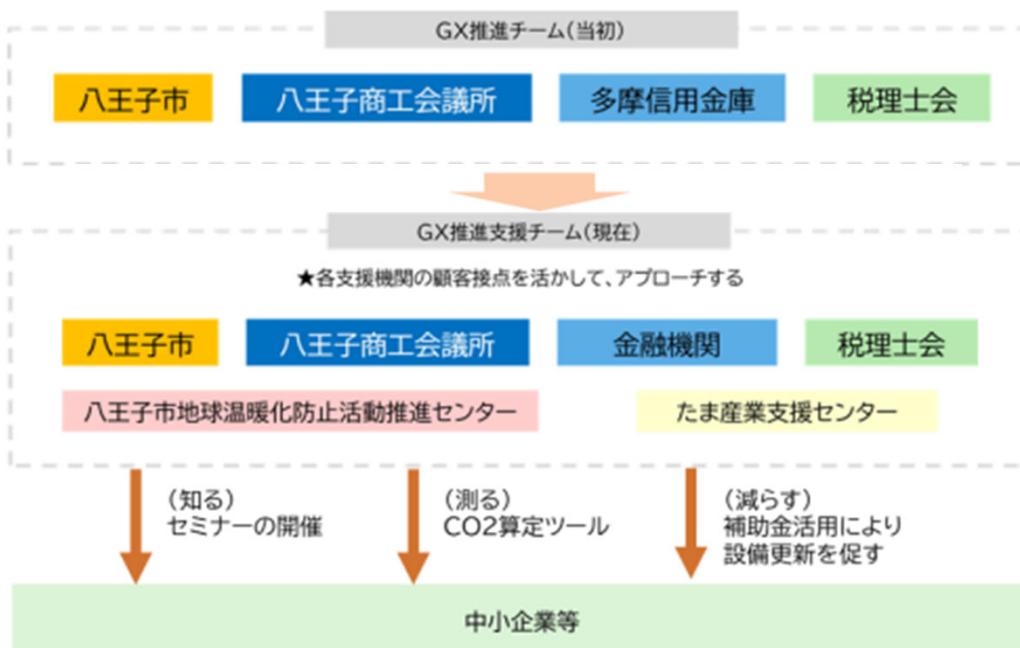
○研修コースB (GXに関する支援の提案の確度を高める) : 3件
採択者: 東京海上日動埼玉中央支店、肥後銀行、北陸経済連合会

○研修コースE (サプライチェーンエンゲージメントへの対応を高める) : 1件
採択者: 福井銀行

③-1 中小企業の支援機関等向けの研修事業の状況

- 支援機関等向けの研修会では、GXに関する基礎的な情報提供や、支援機関のこれまでの支援状況の共有等を実施するとともに、翌年度以降の各地域における支援体制の構築方法等について議論。
- あわせて、いくつかの先進事例も共有。例えば八王子市は、これまでに①商工会議所、信用金庫、税理士会などが連携したGXプロジェクトの立ち上げや、②支援機関や中小企業向けの研修会の開催等を行っており、その結果としてGXを推進することのメリットや排出量算定などの具体的な取組の重要性について中小企業の理解が深化。その内容を他地域に紹介。
- また、各地域における自律的な発展のためには、特に経済産業局の伴走が重要。本事業をきっかけとして、例えば近畿経済産業局では、研修会において積極的にファシリテーター役を務め、近畿管内における支援体制構築に関する議論にも積極的に関与・後押しをするとともに、同管内の支援機関に対しても幅広く政策支援を提供。こうした取組を他の経産局へも展開。

<八王子市などが参画するGXプロジェクトの体制図>



<12/16 研修会の様子@姫路>
※右側の近畿局担当者がファシリテーター役



<出所>八王子市説明資料より



中小企業との接点を持つ事業者及び支援機関向けにモデル事業による支援を行い、バリューチェーン全体及び地域ぐるみでの脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

中小企業にも脱炭素経営が求められる中、中小企業個社では脱炭素化の意義・メリットや具体的に取り組むべき内容が分からず、取組についてどこに相談したら良いか分からない、といった企業が多数存在。このため、地域ぐるみでの中小企業支援体制構築による地域全体の機運醸成、脱炭素経営取組支援や人材育成との横展開、あるいはバリューチェーンを構成する取引先企業へのエンゲージメントの推進や業界共通ガイドンス等の整備を通じて、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿った、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。

2. 事業内容

① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業

普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す。地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に際し、各地域で主体的に取組を進めるための基盤整備や、支援体制の横展開を進めるため、体制構築を支援する地域の取組への支援、横展開取組への伴走支援、過年度に支援した地域のフォローアップ、脱炭素支援に関する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する地域人材の育成や体制構築の更なる促進を図る。

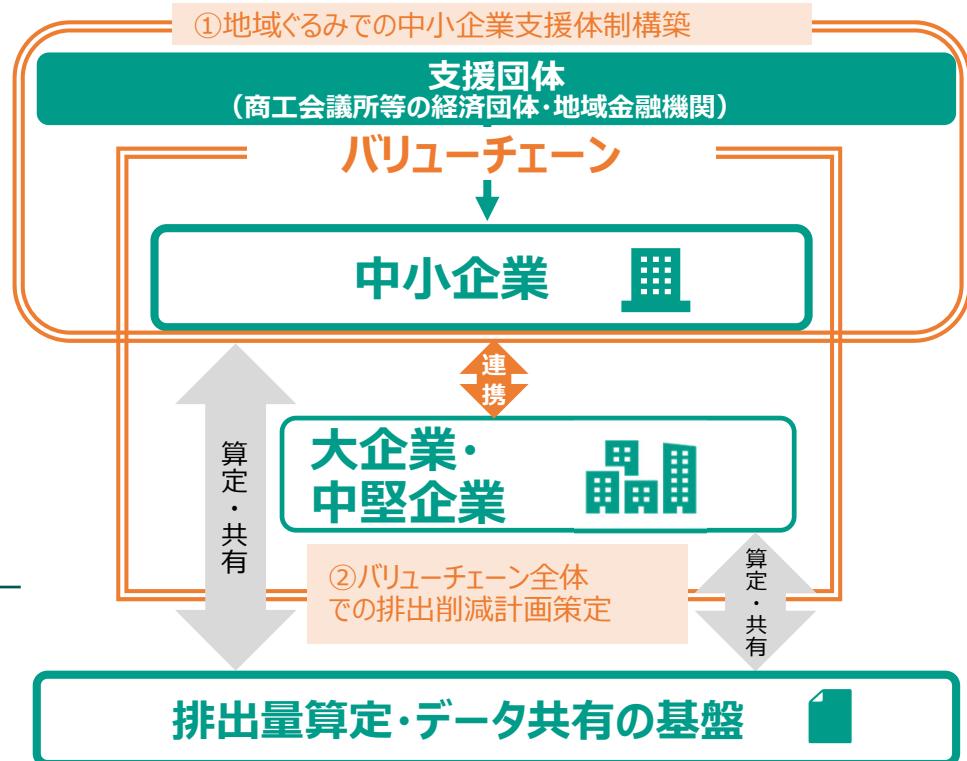
② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

自社とその取引先企業が連携して行う取組（エンゲージメント）に関するモデル事業を通じ、業界共通のScope3算定・1次データ取得ルールや、エンゲージメント方針等のガイドンスの整備を進める。また簡易なScope3算定や、バリューチェーン上でのデータ連携のための基盤整備を進め、取引先企業と連携した削減計画策定及び、削減取組検討に向けた支援を促進する。これらを踏まえて、バリューチェーン全体で排出削減を進める上での技術的なポイントや事例をまとめたガイドブックを改定する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



⑤－2 次期GXリーグ

- 「GXリーグにおけるサプライチェーンでの取組の在り方に関する研究会」におけるとりまとめにおいて、GXリーグをGX製品・サービスの調達やサプライチェーンにおける排出量削減に積極的に取り組む企業を後押しし、GX需要創出を進める枠組みへと見直す方針を決定。今後は、GXリーグ参画にあたり、GX製品の需要創出やサプライヤーとの協業にかかる取組へのコミットメントを求めていく。
- GX需要創出への貢献度合いに応じてGX関連予算においてインセンティブを付与する仕組みや、GX需要創出につながる優れた取組を行う企業を評価し公表する制度の構築に向けた検討を2026年に進める予定。
- また、「GX率先実行宣言」についても、自立的な需要の拡大が困難であるGX製品・サービスを率先して調達する意向を表明した企業が外部からより一層評価され、企業にとっての積極調達のインセンティブが高まるように、年度内にも、宣言対象を拡充する方針。

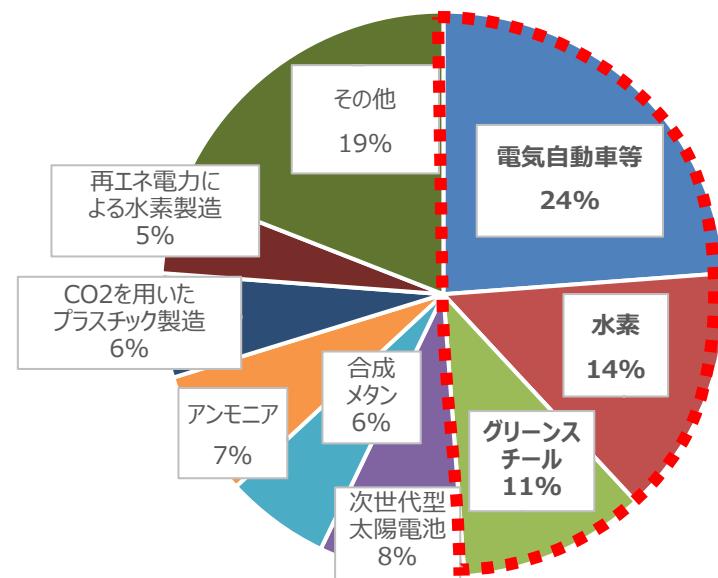
〈GX需要創出への取組とGX関連予算の連動〉

- 企業の取組のGX需要創出への貢献度合いに応じて、GXに関連する補助金や委託事業にあたり加点インセンティブの付与などを検討。
- 需要創出への貢献と企業の取組の関係については以下の通り。

GX需要創出への貢献	企業の取組内容
次期GXリーグ参画	「GX製品の需要創出」や「サプライヤーとの協業」など複数の取組から選択してコミット
GX率先実行宣言	特定のGX製品・サービスを調達する意向を自主的に宣言
優れた取組を行う企業を評価する制度における上位企業	GX需要創出につながる優れた取組を実際に実施

〈GX率先実行宣言の宣言実施状況〉

- 12／1 時点で51社が宣言実施。
- 宣言内容のうち、電気自動車の採用、水素への燃料転換、建設会社等によるグリーンスチールの調達が約半数を占める。



1. 中小企業を取り巻くGXの動向や課題等について

2. GX推進に向けた中小企業支援について

・中小企業のGX推進に向けた施策パッケージ

(1) GXのメリット共有や排出量算定等への支援(①、②)

(2) 支援機関の強化や計画策定等への支援(③、④、⑤)

(3) 設備投資等への資金面（補助、税制）の支援(⑥)

⑥-2 ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業 2,960億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)

中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり補助事業 (新事業進出・ものづくり補助金)

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 省力化投資補助事業 (省力化投資補助金)

①カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠・類型、補助上限額、補助率

	枠・類型	補助上限額	※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
新事業 進出・もの づくり 補助金	革新的新 製品・サー ビス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6~20人 1,000万円 (1,250万円) 21~50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)		1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ (小 規模・再生事業者は除 く。)
	新事業進 出枠	20人以下 2500万円 (3,000万円) 21~50人 4,000万円 (5,000万円) 51~100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)		1/2 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ
	グローバル 枠			2/3
省力化 投資補 助金	カタログ 注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6~20人 750万円 (1,000万円) 21人以上 1,000万円 (1500万円)		1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)		1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ (小 規模・再生事業者は除 く。)



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ※の達成を目指す。

※太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO₂削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。

これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※ 蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※ 太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業（委託）

太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

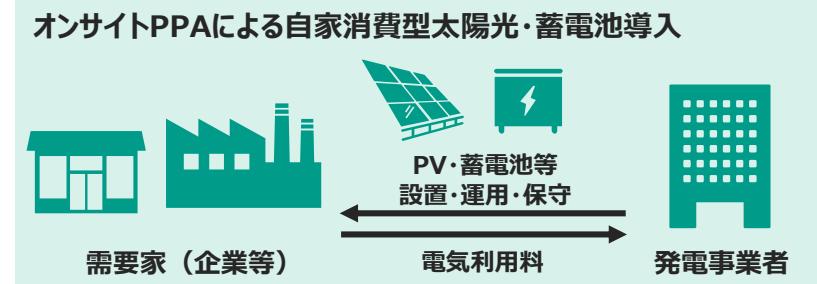
3. 事業スキーム

■ 事業形態 : ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
 ②委託事業

■ 委託先及び
補助対象 : 民間事業者・団体等

■ 実施期間 : 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

* 蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

* EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）



【令和8年度予算（案） 1,500百万円（2,000百万円）】
※3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担



バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3の削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

2. 事業内容

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では取引先のCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増している。そこで、代表企業と取引先である連携企業（中小企業等）が行う省CO2設備の導入を支援する。

主な要件 :

- ・ 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること
- ・ 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意※1を行っていること

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと

補助対象 : 現在の設備に対して30%以上※2の省CO2効果が見込める設備の導入

※2 本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO2効果を満たすこと

ただし、大企業は30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO2効果を満たすこと

補助率 : 中小企業1/2

大企業1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）

補助上限額・事業期間 : 15億円（1事業者につき）、最大3カ年

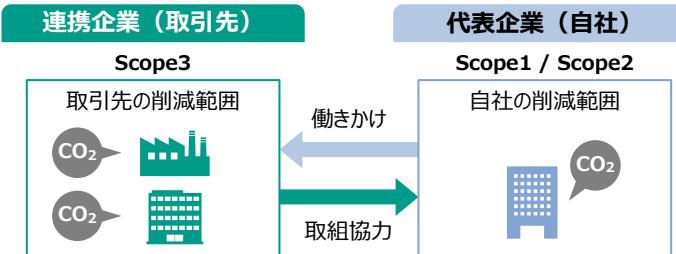
3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ

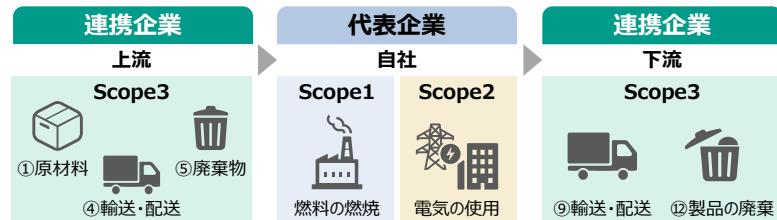
良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

▼ Scope3排出量を削減するには取引先の協力が不可欠



サプライチェーン全体でCO2排出量削減の取組を実施

代表企業における温室効果ガス排出量（Scope1・Scope2）を含め、連携企業の温室効果ガス排出量（Scope3）の削減として省CO2設備の導入等の取組を支援



※○内はScope3のカテゴリーを示す

⑥-5 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長等

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠。
- 今後も企業の脱炭素投資を後押しするため、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能なカーボンニュートラル投資促進税制を拡充・延長等する。

改正概要

【適用期限：2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除（中小企業者等※1の場合は最大10%）又は30%の特別償却※1を措置※2。
- 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業※3がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。

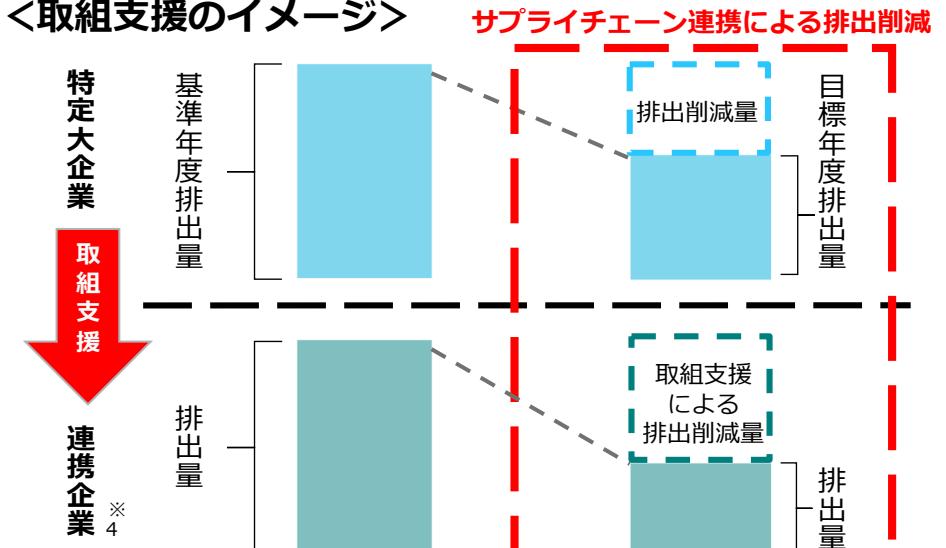
＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置（令和8・9年度）
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%	22%	税額控除10% 又は 特別償却30%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%	17%	税額控除5% 又は 特別償却30%
中小企業者等 以外の事業者 ※連携企業へ 取組支援をし た場合	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%	25% ※20%	税額控除8% 又は 特別償却30%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%	20% ※15%	税額控除3% 又は 特別償却30%

※1・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。

※2・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

＜取組支援のイメージ＞



- ・取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となることが必要。
- ・一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。

※3・・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。

※4・・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。